【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 2021年2月12日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 弁護士ドットコム株式会社

【英訳名】 Bengo4.com,Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 内田 陽介

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木四丁目1番4号

【電話番号】 03-5549-2555

【事務連絡者氏名】 取締役 松浦 啓太

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木四丁目1番4号

【電話番号】 03-5549-2555

【事務連絡者氏名】 取締役 松浦 啓太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	回次		第15期 第 3 四半期 累計期間		第16期 第 3 四半期 累計期間		第15期
会計期間		自至	2019年4月1日 2019年12月31日	自至	2020年4月1日 2020年12月31日	自至	2019年4月1日 2020年3月31日
売上高	(千円)		2,994,776		3,806,112		4,132,528
経常利益	(千円)		229,188		225,746		395,654
四半期(当期)純利益	(千円)		141,296		111,313		260,253
持分法を適用した場合の投資損失 ()	(千円)				936		6,743
資本金	(千円)		439,082		439,608		439,140
発行済株式総数	(株)		普通株式 22,249,500		普通株式 22,263,000		普通株式 22,251,000
純資産額	(千円)		2,011,834		2,243,157		2,130,908
総資産額	(千円)		2,431,183		2,836,680		2,520,665
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)		6.35		5.00		11.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		6.33		4.99		11.66
1株当たり配当額	(円)						
自己資本比率	(%)		82.7		79.0		84.5

回次		第15期 第3四半期会計期間			第16期 第3四半期会計期間	
会計期間		自至	2019年10月 1 日 2019年12月31日	自至	2020年10月 1 日 2020年12月31日	
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	(円)		0.83		1.98	

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については 記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第15期第3四半期累計期間における持分法を適用した場合の投資損失()については、利益基準および利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であったため、記載を省略しております。
 - 4.1株当たり配当額については、無配のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じつつ、段階的に経済活動が再開されておりますが、引続き先行き不透明な状況で推移しております。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット利用人口普及率が高い水準を維持している中、2020年9月末時点の移動系通信の契約数は、1億9,049万回線(前期比1.1%増)と増加が続いております。(出所:総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和2年度第2四半期(9月末))」)。

このような事業環境のもと、当社は、"専門家をもっと身近に"を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めました。その結果、Googleの検索アルゴリズム変更による表示順位の下落等の影響により、2020年12月における月間サイト訪問者数は1,191万人(前年同月比6.4%減)、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が161,339人(前年同月比12.1%減)となったものの、当第3四半期会計期間末時点の会員登録弁護士数が20,953人(前年同月比13.8%増)、そのうち、弁護士マーケティング支援サービスの有料会員登録弁護士数が5,213人(前年同月比7.2%増)となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は3,806百万円(前年同期比27.1%増)、営業利益222百万円(前年同期比2.3%減)、経常利益225百万円(前年同期比1.5%減)、四半期純利益111百万円(前年同期比21.2%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は2,836百万円となり、前事業年度末と比較して316百万円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金、売掛金、ソフトウェア、およびソフトウェア仮勘定が増加した一方で、投資有価証券が減少したこと等によるものであります。

(流動資産)

当第3四半期会計期間末の流動資産は、2,172百万円となり、前事業年度末と比較して226百万円の増加となりました。これは主に現金及び預金が増加(前事業年度比117万円増加)および売掛金が増加(前事業年度比115百万増加)したこと等によるものであります。

(固定資産)

当第3四半期会計期間末の固定資産は、664百万円となり、前事業年度末と比較して89百万円の増加となりました。これは主にソフトウェアが増加(前事業年度比47百万円増加)、ソフトウェア仮勘定が増加(前事業年度比39百万円増加)、投資有価証券が減少(前事業年度比19百万円減少)および敷金及び保証金が増加(前事業年度比20百万円増加)したこと等によるものであります。

(流動負債)

当第3四半期会計期間末の流動負債は、593百万円となり、前事業年度末と比較して203百万円の増加となりました。これは主に未払金が増加(前事業年度比186百万円増加)、未払法人税等が減少(前事業年度比42百万円減少)、未払消費税等が増加(前事業年度比21百万円増加)および前受金が増加(前事業年度比31百万円増加)したこと等によるものであります。

(固定負債)

当第3四半期会計期間末の固定負債はありません。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は、2,243百万円となり、前事業年度末と比較して112百万円の増加となりました。これは主に利益剰余金が増加(前事業年度比111百万円増加)したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

売上高は3,806百万円(前年同期比27.1%増)となりました。内訳は、弁護士マーケティング支援サービス1,718百万円(前年同期比10.8%増)、有料会員サービス445百万円(前年同期比10.6%減)、税理士マーケティング支援サービス379百万円(前年同期比15.1%増)、広告その他サービス1,262百万円(前年同期比105.3%増)であります。なお、広告その他サービスのうちクラウドサインの売上高は1,053百万円(前年同期比143.6%増)であります。

(売上総利益)

売上原価は、581百万円(前年同期比26.7%増)となりました。これは主に、ソフトウエアの開発や制作に係る人件費であります。この結果、売上総利益は3,224百万円(前年同期比27.2%増)となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費は、3,001百万円(前年同期比30.1%増)となりました。これは主に、人件費、広告宣伝費等であります。この結果、営業利益は222百万円(前年同期比2.3%減)となりました。

(経常利益)

経常利益は、225百万円(前年同期比1.5%減)となりました。

(四半期純利益)

法人税等は、84百万円(前年同期比3.6%減)となりました。この結果、四半期純利益は111百万円(前年同期比21.2%減)となりました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題については重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年 2 月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,263,000	22,263,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株で あります。
計	22,263,000	22,263,000		

⁽注) 提出日現在発行数には、2021年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行され た株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日~ 2020年12月31日		22,263,000		439,608		405,302

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年12月31日現在

			2020 7 12/ 101 11 2011
区分	株式数(株)	 議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		権利内容に何ら限定のない当社に おいて標準となる株式でありま す。
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,252,700	222,527	同上
単元未満株式	普通株式 10,200		
発行済株式総数	普通株式 22,263,000		
総株主の議決権		222,527	

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 弁護士ドットコム株式会社	東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1)退任役員

役職名	氏名	退任年月日
代表取締役会長	元榮 太一郎	2020年 9 月18日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率 男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)および第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,197,788	1,315,384
売掛金	609,568	725,043
貯蔵品	224	558
前払費用	150,810	149,855
未収入金	1,930	2,451
その他	5,078	2,650
貸倒引当金	19,106	23,424
流動資産合計	1,946,293	2,172,519
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	56,117	43,049
工具、器具及び備品(純額)	19,079	25,879
有形固定資産合計	75,197	68,929
無形固定資産		
ソフトウエア	214,611	262,154
ソフトウエア仮勘定	56,890	96,504
特許権	5	345
商標権	209	173
無形固定資産合計	271,718	359,178
投資その他の資産		
投資有価証券	39,997	20,934
関係会社株式	49,000	49,000
敷金及び保証金	88,233	108,458
長期前払費用	4,903	12,392
繰延税金資産	45,321	45,268
投資その他の資産合計	227,456	236,053
固定資産合計	574,371	664,160
資産合計	2,520,665	2,836,680

		(単位:千円)
	前事業年度 (2020年 3 月31日)	当第 3 四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	162,357	349,097
未払費用	31,209	40,377
未払法人税等	70,762	27,830
未払消費税等	49,268	70,719
前受金	29,891	61,547
預り金	45,805	43,437
その他	463	513
流動負債合計	389,757	593,522
負債合計	389,757	593,522
純資産の部		
株主資本		
資本金	439,140	439,608
資本剰余金	404,834	405,302
利益剰余金	1,285,834	1,397,148
自己株式	371	371
株主資本合計	2,129,438	2,241,688
新株予約権	1,469	1,469
純資産合計	2,130,908	2,243,157
負債純資産合計	2,520,665	2,836,680

(2) 【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

		(単位:千円)
	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	2,994,776	3,806,112
売上原価	459,343	581,827
売上総利益	2,535,433	3,224,285
販売費及び一般管理費	2,307,669	3,001,767
営業利益	227,763	222,517
営業外収益		
受取利息	7	5
助成金収入	720	
維収入	1,020	3,226
営業外収益合計	1,748	3,231
営業外費用		
雑損失	323	2
営業外費用合計	323	2
経常利益	229,188	225,746
特別損失		
固定資産除却損		714
減損損失		9,947
投資有価証券評価損		19,062
特別損失合計		29,724
税引前四半期純利益	229,188	196,021
法人税、住民税及び事業税	98,475	84,654
法人税等調整額	10,583	53
法人税等合計	87,892	84,708
四半期純利益	141,296	111,313

【注記事項】

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の影響について)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次の通りであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	91,761千円	117,429 千円

(持分法損益等)

(単位:千円) 当第3四半期会計期間 前事業年度 (2020年3月31日) (2020年12月31日) 関連会社に対する投資の金額 49,000 49,000 持分法を適用した場合の投資の金額 42,256 41,319 前第3四半期累計期間 当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日) 至 2020年12月31日) 持分法を適用した場合の投資損失の 936 金額()

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)
(1)1株当たり四半期純利益金額	6 円35銭	5 円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	141,296	111,313
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	141,296	111,313
普通株式の期中平均株式数(株)	22,239,657	22,260,853
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	6 円33銭	4 円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数(株)	88,286	68,018

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 弁護士ドットコム株式会社(E31009) 四半期報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

弁護士ドットコム株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 慎 吾 印 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている弁護士ドットコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当

と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に 準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の 表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事 項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。